



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 681 随意契約の相手方の決定 (広報室)
- 682 " (")
- 683 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 684 " (")
- 685 " (")
- 686 " (")
- 687 " (")
- 688 " (")
- 689 " (")
- 690 " (")
- 691 " (")
- 692 " (")
- 693 " (")
- 694 " (")
- 695 " (")
- 696 " (")
- 697 " (")
- 698 " (")
- 699 特定非営利活動法人の設立認証の申請
(NPO協働推進課)
- 700 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)
- 701 管理美容師資格認定講習会の指定 (")
- 702 平成18年度調理師試験の実施 (")
- 703 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 704 生活保護法による指定医療機関の辞退
(")
- 705 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 706 生活保護法による指定医療機関の変更
(")
- 707 介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第22
条第1号の適格研修 (長寿社会推進課)
- 708 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 709 換地処分の完了 (農村計画課)
- 710 土地改良事業の工事完了届 (")
- 711 三谷井土地改良区の定款及び定款附属書役員規程の
変更 (")
- 712 藤崎井土地改良区の役員の就退任 (")
- 713 保安林の指定 (森林整備課)

○ 公安委員会告示

26 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

告 示

和歌山県告示第681号

平成18年度県政テレビ広報番組の制作及び放送業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成18年度県政テレビ広報番組の制作及び放送業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報室
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額
159,102,180円(うち消費税及び地方消費税の額7,576,294円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第682号

平成18年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規

定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成18年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報室
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社和歌山放送
和歌山市湊本町三丁目3番地
- 5 随意契約に係る契約金額
30,493,050円(うち消費税及び地方消費税の額1,452,050円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第683号

和歌山県日高郡みなべ町東吉田・北道・気佐藤の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成14年5月28日から平成18年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町東吉田・北道・気佐藤の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町東吉田・北道・気佐藤の各一部地区
- 5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第684号

和歌山県紀の川市荒見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項

の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成15年5月1日から平成18年2月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市荒見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市荒見の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第685号

和歌山県紀の川市東野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成15年5月1日から平成18年2月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市東野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市東野の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第686号

和歌山県紀の川市井田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成15年5月1日から平成18年2月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市井田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市井田の一部地区

5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第687号

和歌山県田辺市鮎川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成15年5月8日から平成18年2月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市鮎川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市鮎川の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第688号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成16年4月16日から平成18年1月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第689号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成16年4月16日から平成18年2月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第690号

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成16年4月16日から平成18年2月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第691号

和歌山県紀の川市貴志川町岸宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成16年4月22日から平成18年2月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮の一部地区

5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第692号

和歌山県紀の川市南志野における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成16年5月1日から平成17年12月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市南志野の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市南志野
- 5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第693号

和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成16年5月13日から平成18年1月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第694号

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成16年5月13日から平成18年3月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第695号

和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成16年5月13日から平成18年3月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第696号

和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡北山村
- 2 調査を行った時期
平成16年5月28日から平成17年11月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原の一部地区

5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第697号

和歌山県日高郡みなべ町気佐藤の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成16年6月1日から平成18年3月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町気佐藤の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町気佐藤の一部地区
- 5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第698号

和歌山県和歌山市湯屋谷・谷の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成16年6月14日から平成18年3月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市湯屋谷・谷の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市湯屋谷・谷の各一部地区
- 5 認証年月日
平成18年5月1日

和歌山県告示第699号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成18年6月28日まで縦覧に供する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成18年4月28日
- 2 名称
特定非営利活動法人内之浦湾を良くする会
- 3 代表者の氏名
越原康之
- 4 主たる事務所の所在地
田辺市新庄町3143番地の8
- 5 定款に記載された目的
この法人は、内之浦湾を訪れる人々に対して、海や海岸の環境保全と憩いの場の提供に関する事業を行い、地域と海域の美化および地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第700号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 主催者の名称及び住所
(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
(2) 住所 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター和歌山県支部
(2) 住所 和歌山市ト半町33番地(電話073-433-3844)
- 3 講習会の日程及び会場
(1) 日程
第1日 平成18年10月30日
第2日 平成18年11月6日
第3日 平成18年11月13日
(2) 会場
JAビル(本館5階 大ホール)
和歌山市美園町5丁目1-1(電話073-426-8100)
- 4 受講料 14,000円

和歌山県告示第701号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 主催者の名称及び住所
 (1) 名称 財団法人美容師美容師試験研修センター
 (2) 住所 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
 (1) 名称 財団法人美容師美容師試験研修センター和歌山県支部
 (2) 住所 和歌山市卜半町33番地(電話073-433-3844)
- 3 講習会の日程及び会場
 (1) 日程
 第1日 平成18年10月30日
 第2日 平成18年11月6日
 第3日 平成18年11月13日
 (2) 会場
 JAビル(本館5階 大ホール)
 和歌山市美園町5丁目1-1(電話073-426-8100)
- 4 受講料 14,000円

和歌山県告示第702号

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定による平成18年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 試験実施日時及び場所
 (1) 日時 平成18年10月17日(火)午後1時から午後3時30分まで
 (2) 場所

試験場	住所
和歌山県立県民交流プラザビッグ愛橋本商会館 和歌山県立情報交流センターBig-U 那智勝浦町体育文化会館	和歌山市手平2丁目1-2 橋本市市脇1丁目3-18 田辺市新庄町3353-9 東牟婁郡那智勝浦町大字天満441-8

- 2 試験科目
 食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論
- 3 受験願書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
 平成18年8月28日(月)から9月4日(月)までの午前10時から午後5時までとする。

- (2) 提出先
 住所を管轄する保健所(県外の者にあつては、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課)

- 4 受験手数料
 6,100円(和歌山県証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。)

- 5 合格発表
 (1) 発表期間
 平成18年11月6日(月)から平成18年11月13日(月)

までの午前10時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

- (2) 発表場所
 和歌山県庁東別館掲示板及び各保健所(支所を含む。)

- (3) その他
 和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>)においても発表する。

- 6 得点の開示
 個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り開示する。

- (1) 期間
 平成18年11月6日(月)から平成18年12月6日(水)までの午前10時から午後5時まで(土曜、日曜日及び祝日を除く。)

- (2) 場所
 和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課および各保健所(支所を含む。)

- (3) 持参品
 受験票又は合格した者は合格証書

- 7 問い合わせ先
 その他詳細については、受験願書提出先に問い合わせること。

和歌山県告示第703号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があつたので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊病1-25	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219番地	平成18.3.31
有医98-9	みのりクリニック	有田郡有田川町吉原908	平成18.3.31
伊薬29-16	いしい薬局	橋本市高野口町名倉270-3	平成18.4.9

和歌山県告示第704号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から辞退の届出があつたので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日

日医 83-11	たまき皮膚科耳鼻 科	日高郡日高川町土生12 7-6	平成 18.3.27
-------------	---------------	--------------------	---------------

和歌山県告示第705号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊病 7-18	和歌山県立医科大学 附属病院紀北分 院	伊都郡かつらぎ町妙寺2 19番地	平成 18.4.1
有医 113-18	医療法人みのり会 みのりクリニック	有田郡有田川町吉原908	平成 18.4.1
東医 90-18	小川へき地診療所	東牟婁郡古座川町小川8 13番地	平成 18.4.7
東医 91-18	田川へき地診療所	東牟婁郡古座川町田川4 13番地	平成 18.4.7
橋薬 33-18	有限会社いしい薬 局	橋本市高野口町名倉27 0-3	平成 18.4.10
有市医 49-18	共立ハートクリ ニック	有田市宮崎町87-1	平成 18.5.1
海医 46-18	にしもと内科クリ ニック	海草郡紀美野町吉野46- 2	平成 18.5.8

和歌山県告示第706号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	変 更 事 項 (名 称)		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
御病 4-47	医療法人黎 明会北出胃 腸病院	医療法人黎 明会北出病 院	御坊市湯川町 財部728-4	平成 8.4.1

和歌山県告示第707号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第22条第1号に規定する適格研修は、次のものとする。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会が平成17年度に開催した「介護サービス情報の公表」調査員指導者養成研修
- 和歌山県が平成17年度に開催した「介護サービス情報の

公表」制度調査員養成研修

和歌山県告示第708号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター吉備店
和歌山県有田郡有田川町大字熊井475番地
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市清水4501番地1

- 変更しようとする事項

(1)大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)3,600㎡

(変更後)6,777㎡

(2)駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物北西側(縦覧図書別添変更前全体配置図)	197台

(変更後)

位 置	収容台数
建物西側(縦覧図書別添変更後全体配置図 駐車場①)	128台
建物南西側(縦覧図書別添変更後全体配置図 駐車場②)	76台

(3)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)開店時刻7時、閉店時刻20時

(変更後)開店時刻7時、閉店時刻21時30分

(4)来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)6時30分から20時30分まで

(変更後)6時30分から22時まで

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場	出入口4か所	出入口①～④(縦覧図書別添変更前全体配置図)

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場①	出入口3か所	出入口①～③(縦覧図書別添変更後全体配置図)
駐車場②	出入口2か所	出入口④・⑤(縦覧図書別添変更後全体配置図)

(6) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位置	面積
建物北側(縦覧図書別添変更前全体配置図 荷さばき施設)	89.10m ²

(変更後)

位置	面積
建物北側(縦覧図書別添変更後全体配置図 荷さばき施設)	87.90m ²

(7) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位置	容量
建物北側(縦覧図書別添変更前全体配置図 廃棄物保管施設)	51.30m ³

(変更後)

位置	容量
建物北側(縦覧図書別添変更後全体配置図 廃棄物保管施設)	91.79m ³

4 変更年月日

平成18年12月27日

5 変更した理由

消費者ニーズに應えるため

6 届出年月日

平成18年4月27日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

有田振興局産業振興部産業総務課(和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355-1)

有田川町産業課(和歌山県有田郡有田川町金屋3番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成18年5月16日から平成18年9月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第709号

平成18年4月14日付けで計画認可したかつらぎ町営換地計画(萩原地区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用

する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第710号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、紀の川市から工事完了届があったので、同条第2項の規定により、この旨を公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事業名 紀の川市営土地改良事業(ため池等整備事業 平池水路地区)
- 2 同意年月日 平成18年3月28日
- 3 事業主体 紀の川市
- 4 工事を完了した時期 平成18年3月31日

和歌山県告示第711号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三谷井土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第712号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、藤崎井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏名	住所
監事	田林康男	岩出市高瀬136番地
監事	吉村和	岩出市畑毛165番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
監事	井上進	岩出市高塚295番地
監事	吉村和	岩出市畑毛165番地

和歌山県告示第713号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年5月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林の所在場所 有田郡大川町大字上津木字坂本河557の1・大字下津木字野手1583(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第26号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成18年5月16日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 審査の種類等

種類	内容	期 日	場 所
教習指導員審査(大型) 教習指導員審査(普通) 教習指導員審査(普自二) 教習指導員審査(大特) 教習指導員審査(牽引) 教習指導員審査(普通二種) 教習指導員審査(大型二種)	教習に関する技能及び知識	平成18年6月21日(水)から同年6月23日(金)までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
技能検定員審査(大型) 技能検定員審査(普通) 技能検定員審査(普自二) 技能検定員審査(大特) 技能検定員審査(牽引) 技能検定員審査(普通二種) 技能検定員審査(大型二種)	技能検定に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間
 平成18年5月17日(水)から同年5月23日(火)までの毎日(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで
 (2) 申請場所
 和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
 (3) 申請に必要な書類等
 ア 運転免許証
 イ 審査申請書(申請場所で所定の用紙を交付する。)
 ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの)1枚
 (4) 審査手数料
 ア 教習指導員審査手数料
 12,550円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額
 イ 技能検定員審査手数料

22,050円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課(電話073-473-0110 内線363)